

## 第10回議員報酬等に関する在り方調査会会議録

(大森座長)

おはようございます。今日は青山さんがどうしてもご都合が悪いということですので、4人です。

本日は第10回目ですが、いくつか宿題みたいなことになっていることと、少し私どもの調査もありまして、その資料を少し用意してもらっていますので、まずそれについて少し検討しまして、次回に向けてどういうふうな取りまとめにしていくかについて少しお諮りをしたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、全体として資料の説明をお願いします。

(事務局)

### 資料1 政務調査費に関する議員ヒアリングの結果概要

これは、先月の26日に11人、それから30日に6人、計17人の議員のご協力をいただきまして、委員の皆様から聴き取っていただいたものでございます。ある程度項目を絞ってお聞きいただきましたけれども、やはり議員からの発言内容を事務局のほうで大まかに分類をいたしまして、その他も含め10項目で表示をいたしております。1人30分で計17人分ということで、各項目とももつと多くの意見がございましたけれども、同じような発言内容は省略いたしまして、代表的なもの、あるいは両極端で違うようなもの、そういうものを記載しております。

まず1の「議員報酬と政務調査費」というところですが、「政務調査費は、報酬と一本化するのがよい」というご意見がある半面、「使わない分は返す制度なのだから、報酬と一緒にするようなものではない」というご意見、あるいは「必要なものは政務調査費で手当すれば、報酬は下げてもいいのではないか」というようなご意見がございました。

2のところは「交付金額」ですが、こちらにつきましても「適当な額」とか、それから使い勝手の関係から「これ以上増えても返還が増えるだけ」とかという意見の他に「まったく足りない」というようなご意見もございました。一方で、これは使途項目にも係わってくるような話ですが、「広報紙の発行による政務調査に疑問を呈している」とか、あるいは「年間10万円もあればいいのではないか」と、そういう極端なご意見もございます。

それから、次に2ページは3といたしまして「会派分と議員分の配分」についてでございます。これにつきましても、「会派が中心である」とか、あるいは「理想的には報酬と住み分けるべき」とかの意見がある半面、「基本的には議員個人である」というご意見もございます。

それから、次の資料2のところにも係わってきますが、この「・」の四つ目です。これは委員の先生から質問を振ってもらったような部分がありますが、例えば会派のほうで会派分と議員分の配分を決定するとした場合にはどうなるだろうかというようなことで、「議員分を充実させる方向で」というようなご意見もございます。

次の4は「事務の煩雑さ、使い勝手」の話ですが、これは非常にたくさんのご意見がございます。「精算に時間がかかる」とか、あるいは「作業が細かい」とか、それから事務所費、事務費の按分に関するご意見、あるいは「ガイドラインが首尾一貫していないのではないか」というようなご意見もございました。

それから、5につきましては、「使途（会派分）」なんですが、これはもう会派全体の活動という形でお使いになっている他、会派のほうから命令や依頼、その事務手続きまでは事務局は承知をいたしておりませんが、そういうような形で命令なり依頼なりを受けて、会派所属議員が調査研究を行っているということなどの実態がございます。

続きまして4ページですが、6は「使途（議員分）」です。これは最初の「・」のところに書きましたように、政務調査費の使い方は議員一人ひとり違っているということで、その違っている内容がたくさんあるわけなのですが、日々動き回るための旅費とか、あるいは県外調査のための旅費が多くなるというような方もみえますし、あるいは広報に力点を置く人もおみえになります。一方で、個人の広報活動に疑問を呈する方、あるいは事務所費、人件費と政務調査活動の関係を疑問視するといったようなご意見もございます。

それから7は「事務所経費」でございます。これは事務所や人件費が必要であるとか不要であるとか、それから政務調査を充当できる部分に関するご意見でございます。

続きまして、8は「効果、必要性」に関するご意見でございます。「議員の勉

強のために必要」という意見が多いのは当然としましても、「その成果を政策として具体化するのは難しい」とか、あるいは「基礎体力をつけるための勉強代」とか、そういうったようなご意見もございます。

最後、6ページは9が「会派の役割」、10が「その他」ということで記載をさせていただいております。

#### 資料2 会派が配分を決定できるようにする条例改正の状況

こちらのほうは、前回、廣瀬委員から宿題としていただいておりました、最近条例を改正して各会派が会派分と議員分とに区分することができるようになつたところを拾い集めたものでございます。

パターンとしては3種類ございます。まず1番目が愛知県、石川県。ここはもともと全額会派に交付するということが条例に記載されておったところでございます。愛知県の場合ですと月額50万、それから石川県の場合は月額30万、これを会派のほうでもともとの額を会派配分額と所属議員配分額とに区分し、その中身を議長に提出する。会派が区分した額を会派及び議員に直接県のほうから交付をするという制度に変えておるということでございます。ただ、これと併せて愛知県の場合は、1件3万円以上の領収書の写し添付でよかつたものが、すべての支出について領収書等の写しを添付というような形に、透明性の向上も併せて図っておられるということでございます。石川県も同じような形です。

次の熊本県は、もともと議員分のみの規定であったものを、会派の裁量で会派分と議員分とに分けられるというような改正がなされています。

次に福井、大阪、兵庫、滋賀につきましては、もともと会派分及び議員分の規定があったということでございます。これは現状の三重県と同じことになろうかと思いますが、例えば福井県の場合ですと、会派分としては10万円、それから議員分としては20万円というのが条例にはっきり書かれていたものを、総額を30万円として会派のほうの判断でその区分を決定することができるというような書き方、大阪も同じでございます。合計しますと月額1人当たり59万円だったものを、会派の判断で10と49にこだわらない配分ができるというような形で変わっております。

基本的にはこの3パターンですが、この「条例改正の状況」という表のタイ

トルとは違っておりますけれども、もともと神奈川県の場合は、条例制定当初からこういう制度で出発していたということで、ここに挙げました8府県は、今現在、こういうふうに会派の裁量で会派分と議員分とを決めることができて いるという状況でございます。

#### **資料3 地方自治法改正の施行通知について**

これは制度に係わる問題で今更ながら申し訳ないのですが、平成12年5月に地方自治法が改正されまして、翌4月1日から施行ということになったのですが、それに併せて当時の自治省の「行政課長通知」ということで各都道府県の総務部長、議会事務局長宛てに通知が出されております。

政務調査費に係わる部分はこの「記」の2ですが、(1)から(4)までそれぞれの留意事項が書かれております。例えば(3)のところでは、その額を条例で定めるにあたっては、特別職報酬等審議会等の第三者機関の意見を求めるなど、住民の批判を招くことがないよう配慮することというような留意事項が書かれております。

ただ、知事の附属機関である報酬等審議会、そちらのほうに政務調査費の金額という所掌事務がございませんので、そういうところへ直接聞くというわけには行かなかつたのでしょうかけれども、三重県の場合ですとこれのために公聴会を開催したとか、そういう実績はございません。

#### **資料4 第48回地方分権推進会議小委員会議事概要**

これは前回の座長のほうからいただいたおりました宿題でございます。前の地方分権改革推進会議なのですが、そこで「選挙で選ばれる方々の経費を地方交付税でみるのはいかがか」という意見があつたはずなので、その資料を、というようなことで宿題をいただいたおりました。

調べましたところ、地方分権改革推進会議の中の小委員会というのがあるのですが、その第48回小委員会でそういった議論がなされておりましたので、速報版から抜粋をいたしております。

このアンダーラインとゴシックの部分は私どもで付けたところですが、要は、当時地方議会議員が6万人いたと、それを削減すべきではないかという前提に立った上で、その議員報酬とか議会費の交付税措置を見直すことまで踏み込むべきではないかと、そういう委員からのご質問に対しまして、議員報酬額の交

付税措置をどういう考え方でやっているのかというようなことを総務省のほうから回答していると。そういう状況でございます。

2 ページでございますが、交付税措置があるから地方の自由度が下がっているとか、それはちょっと違う議論でしょうというような回答がなされておりまし、最後の 3 ページのところに行きますと、その交付税措置で 6 万人が維持されているということではないというような感じで、総務省のほうから答えが出ております。

それで、総務省の答弁というのはこういうような形で、議会の運営も含めて標準的な財政需要を賄うために交付税措置があるのだというような回答でございました。その後、この小委員会において骨子案がまとめられ、さらに平成 16 年 5 月に地方分権改革推進会議から、「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」というのが取りまとめられております。

これは、座長のご指示で本日追加で配付させていただいたものでございますが、その表紙と関係部分だけでございますが、ホームページに上がっておりまして、そのページだけを抜き出して本日追加で配付をさせていただきました。

それによりますと、「議会に関する経費の交付税措置のあり方について、例えば包括的に参入する等、地方における議員定数や報酬の決定に影響を与えないような仕組みを検討し、見直すことが必要である。」という意見が出されております。

その後、前回も資料をお出ししましたけれども、平成 19 年度から議会費の普通地方交付税につきましては包括算定経費になっております。

#### 資料 5 議会機能の充実強化を求める緊急要請

これにつきましては、座長のほうから、本日配付するようご指示をいただいた資料でございます。

この「緊急要請」と言いますのは、全国都道府県議会議長会のほうから、制度改正を要望するような場合に、実は大森先生も議会制度研究アドバイザーをやってみえまして、大森先生をはじめいろいろな学者の方と意見交換などをやられます。その結果、政府与党に対して要望をしていこう、制度を変えてもらうような要望をしていこうというような時に、このような文言の要請書を作つて要請活動を行っております。

今回、委員の皆様方にご議論をいただいております中で、関係のありますところは主として裏面であろうかと思いますが、裏面の2ページのところ、(2)の③のところでは、「公選職」としての特性を踏まえ、その職務を法律上明らかにとか、あるいは「地方歳費」とか「議員年俸」という名称にして欲しいというような要請が出ております。

それから、(3)のゴシックにしたところは、まさしく今ご議論いただいている政務調査ですが、この政務調査費制度の見直しについても要請をするというような形の要請行動を議長会として行っておるというようなことでござります。

(大森座長)

ありがとうございます。

以上が事務局で用意していただいた資料ですけれども、とりあえず最初のほうから少しまりましょうか。

皆さん方のご協力で政務調査に係わる議員ヒアリングを行いまして、いろいろ私も勉強になりました。きちんと書式に則って教えてくださいましたので、実態についておおよその見当がつきました。今日のご報告にございますけれども、相当ご意見と言うか見方や使い方がばらついていると言うか、皆さん方の印象もあろうかと思いますが、ここから何か酌み取っていって、私どもの調査の成果にしても何か出てくるだろうかということを少し申し上げます。

とりあえずこのヒアリングをしていただいたことについて何か今日コメントはございますか。その時に強い印象があったようなことがあれば出してくださいければと思います。いかがでしょうか。

(廣瀬委員)

それぞれの政治活動のスタイルについて、おそらく会派による違いもあるでしょうけれども、それ以上に個々の議員さん方のそれでお一人お一人のスタイルがおありになって、それによってどこに重点的に経費を使いたいか、あるいはまた必要とするかというところに違いもあるし、地域性もかなり影響しているだろうなということも強い印象として持ちました。その面で言うと、一定の自由度と言いますか、それぞれの政治スタイル、あるいは政策や、あるいは県内の実態を把握するための活動スタイルについては、自由な選択ができる、

スタイルによらず一定の内容に合致するものについては、サポートできるような経費が必要なのだという設計の論点はあるのだろうと思います。

それからもう一つ、会派と議員分の配分については、すでに自由にして、あるいは会派の裁量が効くような制度設計が8府県に広がってきてているということを確認いただきましたが、やはりそのニーズもありそうだなということも確認できたのではないかと思います。

他方で、透明性を確保しつつ、執行あるいは精算におけるある種の簡便性と言うか、間接業務を増やしすぎないような制度設計という部分も確認し、と言うか、そこを配慮しないとなかなか、いろいろと活動の経費的な基盤を整備するということを金額の上で、例えば今以上に整備したとしても、画一的な業務であるとか、あるいはいろいろなガイドラインの明細化ということを通して、かえって実態としては使えなくなるということであれば、それはいわゆる本末転倒かも知れないということですね。そのような印象を持ちました。

(大森座長)

他のお二人はいかがですか。

(岡本委員)

私もだいたい廣瀬先生が言われたように、それぞれ個々の政治信条、それから選挙区事情によってかなり差があると感じましたし、座長が言われたように大変興味深い結果になったなと思います。

例えば交付水準一つを取ってみても、十分と言う人もおれば、まったく不足していると言う方もおられますし、政治活動一つ取ってみても、もっと事務所費とか人件費に政務調査費を充当したいと言われる方もおられれば、政治活動関連の費用に充当することに反対すると言われる方もおられる。

それから、特に広報費なども、十分に住民に分かりやすく証拠が形で残るということで我々も必要かなというふうにふと思いましたが、ただ、これはもう選挙活動費であるという意見もあります。それから、このインターネット時代には広報費というのは不要ではないかという、まったく正反対の意見等々が出るところから見ますと、今のこのガイドラインというのは、幅広くと言うのと、もっと厳格にという意見の中間的なところで、ほぼ妥当なものではないかなと思いました。これをさらに極端に厳しくしたり、緩めたりすることはちょっと

考えにくいかなというふうに私は思いました。

ただ、例えば携帯電話の電話代などは、今の普及状況からすると、やはりこれはもう政治活動に直結すると思いますから、そういうものを入れるとか。

それから、問題になっている精算の仕方についても、領収書を付ける云々というのは、前にも申し上げましたように、最低限当たり前の話です。ただ、車のガソリンの精算が大変だとかいうことですから、精算の仕方については簡易にもう少し簡便化の工夫をする必要があるというふうには思いました。

それと、一番問題の絶対額ですが、これはまた後に議論されるかも分かりませんが、今の返還率の現状及び経済環境等を考えればやはり2、3割カットしてもいいかなというふうに思います。以上です。

(大森座長)

金森さん、何かございますか。

(金森委員)

最初の資料の時から事務所費、人件費をここから出している方はかなりの割合でどうしても使っていくということと、その必要性ということをお話から伺えたことと、全体的に費用の面からは、この額以上のことが必要であるというような印象は受けなかったですね。足りていないと言う方が何人かいらっしゃったことは分かっていますが、全体を通して費用を下げるでもその額で活動していけばいいというご意見もたくさんありましたので、額がどれぐらいと言うわけではありませんが、これ以上のことではないのかなというふうな印象を受けました。

あと、一部ガイドラインの中に実費になっていない部分がありますよね。雑費日当とか、あと宿泊代が一定額というところが、少し民間の経費精算の部分から少し外れているのかなと思います。実費ということが基本ではないのかなというふうに思いました。

逆に、その手當の中で足りていない活動をする日もあるということでしたので、それは使ったのであればその額を支払うべきなのではないかなということも思いました。

私も岡本委員のおっしゃるように、ガイドラインというのはある程度厳しくしてもどうしてもいろいろな事情によってすべてをカバーできるものではない

と思っておりますので、今のガイドラインの範囲が適當なのではないか、これ以上さわっても、これ以上使い勝手のよいようなガイドラインにしても、どちらにしてもまた不備が出てきますので、今のこの見直していただいたガイドラインが適當ではないのかなと思います。

(大森座長)

皆さん方がおっしゃっていることは、私もそういう印象ですが、会派、特に議員さんにお聞きしていますので、廣瀬委員の言葉で言うと「政治スタイル」でしょうか。政務調査費では政治活動を全部認めているわけではなくて、そこが非常に曖昧になっているのですが、議員さんの意識としては、議員としての活動というのは政治活動なのですけど。

ただ、政治活動というのは相当広い活動ですから、公費で支援できるのは幅広く政治活動と言えませんから、どこかで限定されなければいけないのですが、そこが一つポイントです。私の印象でも皆さん方の印象でも、現在の三重県が行っている政務調査費の使い方というのは、さまざまな人たちの意向で使いよいようになっているのですね。それはもうガイドラインを含めて今後は、今のようにばらついているということは、さまざまな人たちの意向が反映するようになっているのですよね。極端に特定の品目にかけて使っている人もいれば、バランスよくかけている人もいるということは、この仕組みはいろんな人たちの一応ご希望には沿っているというふうにも言えると思うのです。

まったく使わなくてお返ししている人もいれば、全部使っている、まだ足りないという人もおいでになるということですから、全体とすると皆さん方がこれを使いになっているのですよね。その点で言うと、そんなに大きく今現在のものに弊害が出ているというふうに思いにくいような印象ですね。

個々の論点を取るといろいろなことがありますけれども、悩ましいのは、岡本さんがおっしゃっているように絶対額なのですが、絶対額は、前に出ましたようによく分からぬのです。今の額の根拠も言われも分からなくて、そのことを前提にして今の時代風景の中で皆さん方がある種のイメージをお持ちになっていて、これが多いため少ないとか言いにくいのですよね。我々も、この額が本当に妥当であるか何か根拠があるかと言うと、「今までやってきただけでしょ」ということだけなのですけど。

一つ、一応我々側としては、本則で検討するのですから、だからある時代のある政治的判断で下げているということについて、どのくらい今回カウントするかということによるのですが、一応今回は減額しながら、なおかつ返しているという額が相当あるとなると、そこまで切り下げるもいいのかという議論が成り立つのですが、しかし、それはどうしてそうなっているかということを確かめないまま、それを下げていいと言うのは一概に言いにくいということもあって、全体として何かこれも今回のヒアリングから政務調査費の現状とこれからについて、何か方向が出て来るかどうかという、そこが一番悩ましいところですね。どうすればいいかなと。今後そのことについて皆さん方のご意見を伺いながら、せっかくヒアリングをさせていただきましたので、ここを何か生かすような工夫があってもいいかなと。そうすると、今の条例とガイドラインの内容について少し何か私どもなりに検討して、改善の工夫があれば何か述べられるかなと、そんな印象なのですが、どんなものでしょうか、今回のヒアリングを通じて。決定的な何かが出てきていないのではないかと。それぞれにそれなりにお使いになっているのではないかという印象ですが。

もう一つ、岡本さんがおっしゃったように、広報というのは、皆さん自分が自分の議会活動、議員活動について選挙区のみなさんに報告をしているのですよね。だから、選挙区のサイズにもよるのですが、相当の数を印刷して配らないと行き渡らないですよね。3万とか5万とか。そうするとそれだけで相当お金がかかるのですね。そういうことにウェイトを置いておやりになっている人もおいでになれば、あまりそんなことをやらなくていいと言う人もおいでになれば、選挙の年は特段に使い方が変わったりしますので、そういうこともあります、そこから決め手のようなものはなかなか出てこない。

分かったことは、実に三重県の議員さんたちは実に多様なので、多様性があるということは分かって、とてもいいことじゃないかと思います。あまりワンパターンで使っているということになると変だということにもなるので、多様にお使いになっているということは、それぞれ多様な議員さんがおいでになることなのでないかと。だから、あまりそのことを限定して阻害するような方向じゃないほうがいいのではないかという印象がちょっと私にあって、評価を入れて見るとそういうことなのでないかなと思うのですけどね。そんなにワンパ

ーンな議員さんじやないと。多様な議員さんで構成されているということが分かるのです。

何かさらに付け加えることはありませんか。

(廣瀬委員)

会派と議員の配分なのですが、現在、支給額を減らしていらして、減らす部分は議員分ではなくて会派分で全額減らしていらっしゃったと思いますが、それが一つ、減らしていることの影響があまりヒアリングでは直接的には出てこなかつたなという印象です。

それはおそらく個々の議員の方々にヒアリングをさせていただいたが個人分については変化がないということと、もう一つは会派分についての一定のバッファと言うか、吸収の余地と言うか、そういうのは実態としてある程度あるということなのかなという印象を持ちました。

(大森座長)

会派で政務調査費をお使いになると言っても、会派に所属している人が全員同じ行動が取れるわけではないですよね。都合もあるから。そうすると、別の会派が調査を行った時に、そこが重要な行き先であれば、他の会派の皆さん方もそこへご一緒に、実際には違う行動を取るのですが、そこに一緒にあって勉強するということをやっていますよね。

会派がそんなに大きな意味を持つのだろうか。会派の配分の当て先ですけど、会派自身がそれほど大きな役割を果たしているのかなと。

(岡本委員)

ヒアリングを聞いている限りでは、あまり会派のメリットと言うのか、会派に所属していろいろな調査活動をするのに役立ったというのは、そんなに強くはなかつたですね。中には役だったと言う方もおられましたが。

(大森座長)

だから交付措置としての受け皿になっている。従って、もともと私たちも、私は特に会派はどういうものでどういう役割を果たしているのかしつこく聞いたのです。今までの法律では、政務調査費以外では会派を認めて来なかつたのですよね。唯一、ここに顔が出ている。今は少し法律自体変わりましたが。会派ということを、どのくらい今後私どもが三重県議会について重視していく本

則を、活動の固まりとして何かをおやりになることを重視しながらこの問題についてもアプローチしていくかどうかなんですよね。そうすると、本格的に少し会派と議員さんの関係論を議論しなければいけない。そういうことを言わなければいけない。

だいたいこういうご印象ということで、できるだけ今回は調査をさせていただきますので、できるだけ事務局にも忠実にご発言の内容を、それ自身を書き表して記録に留めるという方向でまとめていく以外にないかなと思っていますが、この方法でとりあえずはよろしいでしょうか。

これをどうやって生かすかというのは、これからまた考えて行きますが。

今のことと関係しまして、最近、条例改正が行われまして、廣瀬さん、今日ここのデータが出てきましたが、ここから何か言えることはあるでしょうか。

(廣瀬委員)

この改正後について言うと、基本的には会派が会派分と議員分の比率については裁量と言うか判断をして、ただ、支給については、その決定されたものを届け出られると。あの交付はもうそれぞれに直接というスタイルで、この八つが、神奈川は最初からそういうことですが、この2、3年の間に七つがそれに合流をしてきて、だいたいそちらの方向なのかなという印象です。

方向としてばらついているのではなくて、同じほうに向かって、会派のみであったところ、議員のみであったところ、固定額だったところがこちらのスタイルに変えてきていますので、三重県でも有力な選択肢だというふうに思います。

(大森座長)

すべてではありませんが、これを見ると、変えたところはいずれもすべての領収書の写しを添付させているのですよね。だから、この条例改正の機会に透明度を増やした、そういう改正がどうも行われたらしいですね。これは全体に世の中の動きでしょうね。

これは、こうやって会派のほうに渡して、あとはいろいろ区分してやっていいですよ、その代わりきちんと領収書を出してくださいねというふうなことで、これで何か自由度が増すですかね。

(廣瀬委員)

おそらく、会派分もまた1人当たり個々の、いろいろと仕組みは会派によって違うのかとは思いますが、会派によって一旦受けたもので、会派分についても、「じゃあ、あなたはこの領域を調査してください」というような形で、個別に活動をされる経費としてそれを会派分についても使われて、その場は一旦会派に集約をして会派から精算されているのだと思いますが、事務の手間が、つまりそうやっている部分は議員分であるというふうに比率を変更すれば、会派が取りまとめて精算をするという事務の手数が軽減され、その分、個々の議員さんの個人分の精算の件数が増えるということだと思います。おそらく実質的にはそこの変更なのだろうと思います。

(大森座長)

これを改正したからと言って、会派の統制力が強まるわけではないですね。

(廣瀬委員)

強まるわけではないですね。

(大森座長)

そのお金の配分権は当然強めるのですよね。でも、私たちが三重県を見た時にそんなに強い強制はしていませんよね。よほど、自治体としても予算・決算のような時は一応会派で皆さんのが合意したところはお守りでしょうけど、そんなに強く、会派に所属したら会派の意思で全部きっちりやって、「守らなかつたら、あなた、除外よ。」というような話はあまりしていませんよね。だから、会派そのものを強める働きではないですね。

(岡本委員)

会派での活動を活発化するためということでもない。

(廣瀬委員)

そういうことでもないでしょうね。

(大森座長)

こういうことができるということは、何か使っている方々にメリットがあるわけですよね。おそらくは今、廣瀬さんがおっしゃったようなことでしょうね。

事務方、今のようなことでどうしてこういうことが進んでいるのか、透明度が高くなつたということは確かだと思いますが、それ以外に何かメリットらし

きものは想像できますか。

(事務局)

実際にこの改正をされたところに電話で聞いただけなのですが、特に何か大きなきっかけがあったわけではないけれども、それぞれの議員なり会派なりの活動実態に応じて選べるほうがいいのではないかという、そういうような流れで来ているようです。

例えばそれを三重県の場合に当てはめてみた場合に、事務所費・事務費・人件費は、今のガイドライン上は毎月の交付額の2分の1が限度となっています。個人分のほうに仮に倒れて行ったら、今現在18万ですから9万円までしか事務所費・事務費・人件費の合計に当たらないのが、もしも33万の配分が少し変わって議員分のほうに倒れて行ったら、もう少し上まで充当できるようになり、そこらへんでたくさんの経費を使ってみえる方には若干有利に働くかなと。

ただ、それはもう会派のほうでどういう判断をされるかです。一律に区分するのですから、事務所費の多い人だけ率が高いとか、それはこれらの制度では認めておりませんので、どういうふうに決着していくのか、それは先の話で仮定ですけれども、ということは考えられます。

(大森座長)

ちょっとした変化で残っているのは確かに、これも少し今回の調査の一環であることは確かですが、そこをちょっと、これはどういう意味かということを確かめないといけないかなと思います。

では、次に行きましょうか。次はこれを入れた時の施行通知が出ていまして、答申のほうは何回か出ていますが、ここについても出ていると言ったものですから、今日出してもらっているのですが。

もしこの政務調査費の額を条例で定める場合は、第三者機関の意見を求めるなどして、住民の批判を招くことがないように配慮するというふうに書いてあります。三重県の場合は、今までこれはやってきていないのですよね。今回、我々がそれを承っているということになるのでしょうか。

(事務局)

これは平成12年の通知ですので。

(大森座長)

それ以降、額も変わっていませんしね。特段に諮るということもなかったと思いますが、今回、仮にこれに即して言うと、我々がそれを承っていることになるのでしょうか。これはどういう解釈でしょうか。これは議長さんに聞いてはいけないかな。今回、一応調査会を作つて、このあり方について検討せよと言われていますから、一応かけていることになるのですよね。どういうことなのでしょうね。

これ、ちょっと気になるのは、この通知を受けて都道府県で政務調査費を条例化する時に、この種のことをやっているかどうかですよね。それもちょっと気になる。やっているところが本当にあるだろうか。やっていないところは、この通知をみんな無視したということ。これはどうせ技術的助言ですから無視してもいいんですけど、どこかやっているところがあるならば知りたい。また調査が拡大しますが。

議会議長会のほうにデータがあれば、そこに問い合わせてもらいましょうか。それで分かる範囲で結構ですので、政務調査費を条例化してから決めた時にちゃんと答申のことをやっていたか、あるいは公聴会みたいなものをやった議会があったかどうかについて、ちょっと問い合わせてもらいましょうか。これは今後のことにも関係しますので。このことは分かりました。

それから、ちょっと宿題になっていまして、今後のことに関係するのですが、資料4のところは、やっぱりちょっと私がうろ覚えだったところのデータを今回出してもらったのですが、ポイントはどこにあるかと言うと、この前、私どもはここでも資料を出していただいたのですが、当初は地方交付税の中に都道府県の政務調査費というのは載っていたのですが、それが包括化されましたので、要するに意味合いは地方交付税で日頃住民に県、市が絡んでいて、政務調査費は都道府県なのですから、だからそこで地方交付税上算定している額が、その額を念頭に置いて調査費をお決めになることじゃありませんよということだったと思うのですよね。これはそういう意味なのです。

但し、包括化されているものですから、本当は地方交付税措置としては、一応交付税上はいくらの額がそこに乗せられているか、結構分からんんですね。分かることもあるのですけれども。

その包括化された言わわれは、おそらくこの委員会のこの議論が前提になって

いて、それでこの1枚ものの23ページを見ると、これは明らかなのです。これに即して平成19年におそらく自治省がこの地方交付税のやり方を変えたのだと思うのです。ここは、「例えば包括的に算入する等、地方における議員定数や報酬の決定に影響を与えない仕組みを検討し、」と。「与えない仕組み」というのは、地方交付税に算定しているからその額で出せとかという部分はダメですよと。そういう話じゃないですよと。地方交付税では当たり前のことなのですが、わざわざそういうことをやれというふうに答申が出ているものだから、これを含めて去る19年に包括算入方式に変えたのではないかと思います。

従って、その意味で言うと、国のはうで地方交付税措置していることは、あんまり根拠にならない。根拠になりませんので、各都道府県議会が県民の皆さん方にどうやって説明できるかということで、額の決め方を決めるということになると。そういう意味じゃないかと思いますので、そこまでは確かめることができたということです。

これはこういうことでないかと思うのですが、どうでしょうか。

ここでは、小委員会は相当きつい議論をしているのですね。公選で選ぶ人について交付税措置をするのかと。それは住民が負担すべきではないかという話から始まっているのですけど。当時の自治省の理解は、これはもう標準的な額だというぐらいの話ですからという話で、一応三議長会の皆さん方はヒアリングをしていますので、この種の議論に対しては反対したはずなのです。その当時の自治省の考え方もこうやって落ち着かせているのですが、しかし、一応念のために包括算定方式に変えたということじゃないかと思うのですが。そういう理解で間違っていないでしょうか。

廣瀬さん、どうでしょうか。

(廣瀬委員)

もともと交付税の措置、あるいは算定の基準が実態に合わせて、これが標準的な自治体であればかかる経費であると見ているだけであって、その額を出しなさいという拘束は一切ないのだということを説明しつつも、答申が出てしまった以上は、一応そのスタイルに合わせてと。我々の観点から見れば、交付税措置がこれぐらいの額だからというようなことを参照して額を考えることはすべきでないということを、もともとの制度の趣旨としても確認されたことで

もあるし、また、この時的小委員会の議論の趣旨から言ってもそうだろうと。

この小委員会の議論事態はどうも何か交付税という制度についての理解がどうなのだという印象も持たないではありませんが、いずれにしても交付税での算定を基準にしながら額を考えるという方法論はありませんよということは確認できたと思います。

(大森座長)

この当時の議論で強かったのは、やっぱり地方議会議員の総数が多すぎる、減らせという議論が非常に強かったのですね。それはやっぱり地方交付税で保障しているからそうなっているのでないのかという議論が行われていて、国のはうは必死になって「そうじゃありません」と言っているのですが、そういうふうにお考えになっている人がこういう委員会の中に結構おいでになったのだと思うのですよね。今でも一般的な空気としてあるでしょ。やっぱり議員さんは全体としては多い、減らせと。もうそのことを代弁しているような議論が結構中に入っているのですよね。

今回ある程度のことが分かりましたので、それは調査としては一応。

もう一つ、今日、これはやや悩ましい問題で、ここの議長さんは会長さんですから、会長さんに聞いたほうが早いのですが、もともと三議長会のはうは、特に都道府県議長会のはうは、そして私どもが議員報酬の時にも明確に打ち出している、これは法律用語ではありませんが、やっぱり「公選職」と位置付ければ、やっぱり議会での議員の活動について、特に議員さんの責務について、法律上もある程度明確にしてもらいたいと。

その上、そういうことを、任務を果たすためにどういう公金が必要なのかという議論をきちっと立ててもらいたいということが、一般的に議会の皆さん方のご主張で、それで都道府県議会議長会のはうが、裏面にありますようにゴシックの部分のような意見を出しているので、ちょっと読み上げますと、これは論理的に見るとまず責務のはうが先だっていまして、「議会機能の充実強化及び地方議会議員の責務の明確化に伴い」と言っていますので、まずそういうことを明確化すべきであると。で、「議員又は会派が住民意思を踏まえた活動を展開する上で必要な制度として、現在法文上調査研究活動に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は

会派活動に充てることができるなどを明確にするよう法律改正を行う」ということをしてもらいたいと要請を出しているわけです。

言い方としては、前半があった上で現在の政務調査費制度というものを見直してもらいたいと言っているわけです。この趣旨は、現在の政務調査というものが調査研究に特化していると。そこに何か関係付けないとこのお金は使えない、とても使いにくいということが、もともとこの制度に由来しているのではないかと。

従って、多分こここの法律改正はすでにもう出ていると思うのですが、いろいろご意見が出ていまして、現在の、今国会で言えば地方自治法のこの部分については改正をやりたいというご意向があるのだと思うのです。三議会のほうには。問題は、今の政党のうち、民主党が乗ってくれるのか、今までの経緯だと比較的自民党は乗ってくれるのだと思うのですよ。これはどうせまた議員立法でやりますので。問題はだから二つの主要政党がもし仮に納得できると、政務調査費制度を見直してもいいと。従って、「調査」という言い方をとらないような法律改正で結構法律になってしまうと思います。

ということは、どうなるかと言うと、現在の「政務調査」という言い方を変えて、「調査」を落とす。例えば「政務活動費」にするとか。ということは、広く政治活動ができるわけじゃないのですけど、現在、三重県議会の皆さん方は、私どもの調査で明らかになったような幅広い議員活動、特に県民の皆さん方の意向を吸収してそれを議会の審議に反映させていくというような事柄についても、そういうことをきちんとできるような経費なのだということを法律上明確化して、問題はどの範囲までそれが使えるかということは条例で定めるというような方向の、おそらく改正案になるのではないかと思います。

もしそれが相当実現可能な案として浮上してきていて、まもなくそういうことができるならば、少しそういうことについても若干展望なのですから、どこかで我々がそういうことについても気に留めて何か考えてもいいのかどうか、これはそういう論点なのです。それを資料として出していただこうと思っているのですけど。今の実情については、ちょっと会長（議長）さんのほうから、どんな塩梅かおっしゃってくださいってもいいですが。

（山本議長）

上京するたびに議員の位置付けだとか公職選挙法の改正だとか、そういういた項目と一緒にどのように我々地方議会議員の政務調査費についても要請活動を各党にやっております。自由民主党と公明党の議員の先生方についてはある程度理解していただいておりますが、政府民主党の議員さんの中で、まだもう少し議論が足りないと言うのでなくて、議論をすべきだというような意見もありまして、今後、これは連休を挟んで今国会でこの地方自治法の改正なりができるのかどうかという、まさに胸突き八丁のところに来ているのでないかなと思います。

余分なことかも知れませんが、今回の消費税の大きな課題だとか、また積み残されている国の案件がありますので、まして国會議員の定数についてもこれからまた「ゼロ増5減」なんかのことも言わないといけないということになると、我々のこの要請活動が果たして今国会ができるのかどうか、6月21日ですか、延長すれば別なのでしょうが、そうなってくると議員立法で例えば自・公の案に乗つかって成立するという可能性もありますが、もうこの際ということもあるかも知れません。非常にタイトな日程の中で、この政務調査費の問題が使い勝手のいい、言葉は少し言い過ぎかも分かりませんが、地方議会議員の政務調査費が使い勝手がいいように改正すべく要請活動をしている、この活動が今国会ができるのかどうか、非常に厳しいところに立っているのは確かです。

(大森座長)

分かりました。

政務調査費の位置付けについて本格的に議論するということになると、これは前に議員立法でやった時に、ちゃんとお考えにならなかつたと思っているのは、100条に打ち込んでいるのですよね。100条に打ち込んだらやっぱり「調査」なのですよ。それで、問題は議会、常任委員会もございますので、議会及び常任委員会などの委員会活動を含めて、政務調査費で行う調査とは何だろうかと。もともと制度的に言えば、議会のほうで調査はできる仕掛けになっているわけですよ。法律で充実させましたので。だから、調査に、行政、県政の調査に使うということの意義が、本当は問い合わせられて然るべきだと思うのですよね。

だから、もし仮に「調査」じゃなくて、もうちょっと議員活動みたいなもの

をきちんと位置付ける、議員さんの役割を位置付けるのだったら、100 条から抜かなきやいけないのでないかと思うのですよね。扱い方について。100 条に入っている限りは、やっぱりあれは「調査」なんです。どこかで執行機関が行っている事務事業について調査する、それがきちんとできる仕掛けになっているので、どうして政務調査費でやらなきやいけないのかと。政務調査費はもつと違うところで、もし仮に使うのだったら使えるように仕組みを変えるべきじゃないかと。

今回はそういう言い方を取っていないのですが、もともと議長会のほうで議論した時には「100 条に打ち込んだのはどうしてですか。ドサクサで安易にやったのでしょ」というのが私の意見で、だから依然として困り続けていて。調査なんて、別途やればちゃんときちんとできると。何で 100 条なのですかと言っているのですけど。だから、本当は 100 条から抜いてもらいたいのですね。制度改正するなら。だから、抜かないままやると何て言われるかと言うと、調査に限定されないで幅広く使い勝手のいいものに変えろと、絶対批判を受けるのですよ。再び。だから、もし変えるのだったら、100 条と違うところに打ち込んでくださいというふうにしないと、依然としてその疑問は残り続けるのではないかと思うのです。

ただ、今回私どもが仰せつかっていることの中に、今のような地方自治法の改正まで検討して、その方向でやるべきだというところまではなかなか言いにくいですが、ちょっとこのことを念頭に置かないと、仮に若干なりとも現在の政務調査費を工夫して使う、あるいはどこかで考え方としてどういう考え方にして立つかということになるので、報酬についても「公選職」という展望的観点に立って物を考えましたので、展望的な観点に立って政務調査費の将来について何か物を言ってもいいのかなと、チラッと思っておりますので、しつこくこの議論をさせていただきます。

皆さん方のご意見を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

地方自治法上、議員さんたちの責務を少しでもいいから規定して欲しいというのは、報酬の時も私たちが悩ましかった論点なのですよね。知事さんについてはきちんと権限と責任が書いてあるわけですよ。およそ議員さんについては何も書いてないのですよ。議会については一応書いてあるのですけど。従って、

議会活動をやるために議員さんがおられるのですけど、その議員さんというのはどういう役割を負うのか何も書いてないのですよね。

それで問題点は、仮に法律に書いてなくても、三重県の議会基本条例の中にある議員さんの責務、そのことを引き合いに出してくれれば政務調査費についての考え方はどこかで言えないことはない。手がかりは議会基本条例のほうにあると考えてもいいと思うのですが、その上で法律改正の展望的な観点も入れられれば入れるということになるのではないかなど、そんな感じがしているのですが。そういう意味で言うと、議会基本条例は非常に重要な意味合いを持つということになると思います。

ちょっと取りまとめの方向性みたいなことで議論を振っているのですが、どうでしょうか。

(廣瀬委員)

機関としての議会の権限や責務は比較的明確だけれども、それと議員、あるいは政務調査費は現状「会派」という単位が大きな役割を果たしていますが、この会派や議員というものの役割が、機関としての議会の地方自治に対する責務ということとどうつながるかについては、少なくとも制度的に明確ではない。

その時に一つのヒントと言うか、一つのガイドラインが議会基本条例だというのはおっしゃるとおりだと思いますが、もう一つは、もう少し原理的なところに遡って、合議制の代表機関の個々の構成員が、「議会」という合議体をよりよく機能させるためには個々に何をしなければいけないかという観点を持ってこないと、やはりその指揮命令系統があつて組織体として動く、その一翼を担っているという一般的の、例えば行政の職員の方の責務とは質的に違う、個々の人が自分の裁量によって自分のスタイルで仕事と言うか、県民意思を意思決定に反映するためのさまざまな活動をやっていることが前提にあるから、その多様なスタイルで把握をしてきた県民意思を調整して合議して意思決定していくというプロセスに正当性があるわけです。

これは、上からの会派なら会派の上からの命令でもって一糸乱れず整然と動くということだけであれば、会派の多数、少数だけですべてのことの決着がついていることになりますから、そうでない議事機関としての役割を個々の議員がよりよく機能させるために仕事をするには、個別の議員活動の充実が不可欠

なのだろうと。

ただ、そこで悩ましいのが、個別の議員活動の充実と、その人の再選を目指すための活動ではないのかという世論の批判、それは再選を目指す活動そのものは原理的に否定できるわけではないと言うか、支持されるから代表としてこの議会に出て来られて、議決権の1票を持たれるわけですから、それを否定してはいけないのですが、とは言っても「再選のため」が主目的であつたら、少なくとも公費でサポートできないという感覚は非常に根強いものとしてある。それ自体を説明し、世論に働き掛けて変えていくことが可能であれば、選挙というもの自体が県民意思による代表者の選定そのものだから、選挙に係わるからと言って公費がかかっちゃいけないという話はないでしょうという議論もあるかも知れませんが、おそらく今それが社会的に受け入れられるかと言うと、相当難しい。

とするならば、選挙や再選ということに影響がないとは言えないけれども、それ以上に議事機関としての議会の活動充実には、こういう範囲の個々の活動基盤がないとそれが向上しませんねという説明ができる範囲で、いわゆる「調査」というのが狭すぎるとしても、そういうところに一定の範囲というものを区切った上で、そこにそれぞれのスタイルに合わせて、自分として一番やりやすい方法でその活動を強化できるような費用の手当て。理念的に言うとそういう整理をした上で、じゃあ、ガイドラインの上で見直すべきところはどうなのか、絶対額がどうなのかと、こういうことになるのかなと思います。

(大森座長)

今日は青山さんがいませんけれども、岡本先生もこの前そういうご発言に近い、民間のほうでこれに似たような経費はどうやって使っているかということを念頭に置いて、そういうアナロジーで考えてもよさそうな議論がちょっとありましたよね。そういう感覚で言うと、どうでしょうね。精算方式というのはそういうことだと思うのですが。

(岡本委員)

この調査会に求められていることからすると、そういうのはやや法律の専門的なことに入ってしまうので、私は問題提起程度にとどめたほうがいいのかなという気は若干しています。

(大森座長)

政務調査費のお金は、民間の皆さん方がお使いになる時にはこれに一番近いような使われ方というはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

(岡本委員)

どうなのですかね、民間で言うと、出張して会議をして、一緒に飯を食べてという、そういうちょっとミックスされたようなものじゃないでしょうか。

ただし、領収書を付けるのは当たり前の話で、それによって透明性が増したというのはまったくおかしな話のように思いますけどね。今まで何で付けなくてよかったのか、非常に不思議に思います。

(大森座長)

その点は変えられないところですよね。報酬以外にこういうものが必要ですということで出すものについて、領収書を出さなくていいですという話にはならないですね。ただ、こういうことにそのお金を使ったことがどういうふうに役立っているのだということを、やっぱり県民の人たちからすると何に役立っているのか聞かれますから、答えられないといけないのですよね。こういう効果があって必要なですと言えなきやいけない。実際に活動している議員さんにとって、今の状態で本当にそういうことが言いやすいようになっているかどうかということがあるので、だからこれだけのご意見が出て来ているわけで。

(岡本委員)

会社でも、例えば夜、飯食ったりすることが、どれだけ仕事に具体的に役に立っているのか、それを証明するのはなかなか難しいところですよね。しかし、それは日本的な長い歴史の中でそういう慣習的な中でてきたものですから、それは政務調査費の中にもそういう要素がある程度あってもやむを得ないかなという気がしますけどね。

(大森座長)

私は前に国立大学にいましたが、チームを作つて研究活動をやるのですが、その時にケーキとコーヒー・紅茶はいいのですが、ビールはダメなのです。それで、それじゃあ研究会でみんなが自由に物を言って議論を活発化する時に、ケーキとコーヒー・紅茶が本当に有効かと言うと、私の場合、まったく無効なのですね。同じ額を使うのだったらどうしてビールを飲んじやいけないので

かと随分言ったのですけど、認められなかつた。研究活動と飲食と言うかお酒は違うものだと勝手に考えているのではないか。成果が上がるのならいいのではないかですかと言つたのですが、やっぱりダメでした。

そうすると、人はどうするかと言うと、領収書はちゃんとケーキと紅茶を飲んだことに対するわけですよ。そういうのはいくらでも作れるのです。実際、そのお金でビールを飲んでいるわけですよ。その方が研究成果も上がるのです。だから、片一方で領収書を整えればいいというだけにすると、やっぱり違うことを考えるようになるのですよ。

そうすると、本当は何をするのにこのお金を使っていいのかということについてきちんと考へるならば、実は管理するほうは楽なほうで管理するのです。整っていればそれでいいということになりますから。本当は何の実績も上がっていないというので、小さいことで頑張ったのですけど、私は挫折しているのです。

(山本議長)

今の岡本先生の出張時に仕事をして、夜は食事をしてということで、ミックスしたような形じゃないかなというような民間の発想というのは、それはそれでいいと思うのですが、我々の政務調査費は、例えば昼間、研究をやって、その後、飲食を伴つた場合には使えない。それさえ理解していただいておればいいと思って、ちょっと発言させてもらいました。

(岡本委員)

政務調査費で使えないのは分かっているのですけど、会社でだって、何でそんな飲み食いをする必要があるのかどれほどの成果が上がっているのかといった批判があるということを申し上げているだけです。

(大森座長)

今はまったく割勘になっているのですよね。自分たちで出しているのです。私たちもそうですけど。国の役人たちと食べても全部割勘にして、額も決まっていますので、それは計上できないのですけど、それは確かに従前と変わつたのではないでしょうか。

さてそれで、とりあえずそのヒアリングを含めまして、制度の実態、運用実態について一通りのことを私どもとしては調べましたので、5月に粗々こうい

うふうに構成案を出して、議論を進めなければいけないのですが、その時にちょっと今日、皆さん方にご意見を伺いたいのは、準備をしなければいけないものですから、最終的に報告書を出す日取りは6月と決まっていますので、それ以前の段取りなのですが、できれば5月、もう一回日程調整を今日少しさせていただきますが、5月にやって、6月の最終報告書を出す前に若干の調整をやらなければいけないので、その日取りなどについては後ほどご相談申し上げます。

この前が一応中間報告なのですよ。ということは、今度出すものは普通に考えると本報告ということになるのでしょうか、これで上がりましたよということになるのですが、しかし、実質的な内容は、「報酬」については粗々この前お出ししましたので、今回は「政務調査費」をメインにして報告書を書くことになるのですが、それでもこれをもって報告書となりますので、ちょっと報告書の内容の形について皆さん方にご意見を出していただいて議論していただきたいのですが。

今回の報告書の本体は政務調査費のあり方について書くということはいいのですが、実は私どもが打ち出した中間報告についていろいろ県民の皆さん方のご意見があります。それで、若干ご疑問があると聞いていますので、私どもが打ち出している議員報酬についてもうちょっと丹念に説明する箇所がないかどうか。ということは、報告書の構成としては、政務調査費にかかるものをメインに置いた上に、中間報告についても若干付け加えることがあるならば付け加えるようなことを考えるのがいいのかなというのが一つ。

それから、今回は私どもが承っているメインが限定されています。しかし、今後この種のことを考える時に、今回について言えば「周辺」ですが、選挙区の話とか定数の話とかいくつか残っていますので、そういうことについての今後の検討を要する課題についてもどこかできちんと列記するぐらいのことはやるべきではないかなと。これは前からそういうふうな課題が出ていますので、本筋の構成としてどういう考えたらいいか、今日、皆さん方のご意見を伺った上で準備に入りたいと思うのですが、どんなものでしょうか。

政務調査費については、あり方をどのぐらいまで打ち出せるかということです。現在がよければ現在がいいというふうに書けば済んでしまうのですが。やっぱり中間報告についても何かもうちょっと言わなきゃいけないことがありそ

うに思うのですが、まずその点についてはどうでしょうか。

(廣瀬委員)

中間報告の点で言うと、いわゆる本則と、それから政治情勢あるいは社会経済情勢を判断しても、その都度の政治判断という部分とを分けた上で、我々が任務としているのは、つまり本則としてどうあるべきかについて検討して答申をしたのだということだけれども、他方で、情勢に応じた政治判断的部分の発表、行政機関の側の発表などとタイミング的にもかぶったこともあり、その区別がやや伝わらないままにいろいろなご意見を受けてきたということもあるのかなと思います。

ですので、やはり本則としての、知事さんについて言うと知事さんの条例上の報酬、これとの関連でもって議員の条例上の報酬、本則としての報酬がどうあるべきか。あるいはまた政務調査費についても本則と運用というのが異なっているということですから、その区別と言うか、それをどういう考え方でこの調査会としては何を検討して何について答申しているのかということを、もうちょっととと言うか、かなり丁寧に説明しないと、それをやってもなおやはり報道等では、どちらかと言うと絶対額とかガイドラインをどう変えろとか、そういうところにどうしても注目が行っているので、それは相当、ややバランスを失するに近いぐらい丁寧に書いたほうがいいのかなと思います。

(大森座長)

皆さん方に、今、三谷議員の自治日報の記事が載っているものが配られていますか。

(事務局)

まだ配ってないです。

(大森座長)

委員の皆さん方はどこかでお目にかかったことがあるかも知れませんが、ちょっと今の議論に関係しているので、資料として。

そこに資料として提示しておりますが、この前、私が議会のほうから呼ばれまして、中間報告の説明に行きました。その時に、この記事の終わりのほうですが、三谷さんのコメントは、つまり、報道はみんな上げろということになった。相当厳しい批判を受けたと。中には私に対してもひどい批判があって反論

したいところですが、私の名誉に係わるような批判も受けているのですが、黙っているのですけど、三谷さんはこう言っているのですよ。「この批判を大森先生は“増やせと言っているのではなく、根拠に基づいて算出しただけです”と馬耳東風、泰然自若の感で受け流しておられるが」と言っているのです。受け流したかどうか分かりませんが、こういうふうに言っておられるのです。

私は、やっぱり議会の皆さん方には私どもがどう考えたか説明に行っただけですから、その際に、計算するとそうなるけれども、別に「それでやれ」と言った覚えはないと言ったのですが、それだけではやっぱりいかにも少し丁寧さに欠けています。廣瀬さんがおっしゃっているように、中間報告の趣旨ももうちょっと丹念に、もう一回きっちりと言っておいたほうがいいのではないかという趣旨なのです。これを見ていますと。これでも私どもとしては構わないのですけど、ちょっと丁寧さを欠いているのではないかと。

どうして「公選職」の知事さんとの比較をしたのか、知事さんにも考え方がありそうですし、ただ、知事さんに正式に聞いたわけではありませんから、知事さんからすれば、個々の議員さんと俺を比較するのかと、どこの知事さんも絶対そう思いますから。従って、「公選職」という発想が一般的に言えば欠けていますから、だから私どもの「公選職」という言い方についても、もうちょっと丁寧に言わなきゃいけないかも知れませんので。

それから、本則上のことですから議会でお決めくださることですよと、ボールを投げ返しているのですが、そういう話でいいのですかということもありますので、こういうコメントを受けていますから、少し解説を加えたらどうかということですが。

岡本先生、どうでしょうか。平気で言っちゃったのですが。

(岡本委員)

この調査会の任務からすると、前回のものが一応中心ですよね。それで第2章として「政務調査費」を今回付けて、議論の過程でいろいろ出てきた問題提起やもっと議論すべきだったけれども、時間の都合でできなかつたポイント等を三章目にして、そして最後に今、座長が言われた、一応こういうことで我々はまとめてきたけれども、中間報告を出した時点でいろいろこういう懸念というか疑念の声などがあったので、それへの答えを最後のまとめとして一緒に付

けたらどうでしょうか。前の報告が一応中心でしょうから、それも一緒に付けて出したらいいように思いますけど。

(大森座長)

ワンセットですね。

(岡本委員)

ワンセットで、報酬と政務調査費と問題提起的なことと、中間報告を先に出したからいろいろ批判があるけれども、これについて我々はこういうふうに考えていると、最後にまとめとして一緒に言ったらどうでしょうか。まったくこういう批判は当たらないなら当たらないということを付け加えるべきだと思います。

(大森座長)

一応中間報告に対しては私宛てに何か批判の文書が出ているわけではないのでしょうか？

(事務局)

そういうことはございません。

(大森座長)

議会宛てに出てきていますか。議会事務局とか議長さん宛てに、この中間報告の内容に即して何か批判が届いていますか。

(事務局)

新聞報道等を見まして、県民の方から何件かは来ています。

(大森座長)

だから、一般的に新聞報道を見ていろいろ反応される場合はよく理解できるのですが、個々のことについて反論する必要は全然ないと思うのですね。だから、議員さんの皆さん方はご理解いただいているのではないかと思っているのですけど、実際には意思決定をしているのは議会ですから、議員さんですから、個々の批判に個別に答える必要は全然ないのですが、もうちょっと、どうしてああいう立て方をしてこういうことになって、この数字はどういうふうに私どもは考えているかについては、その程度のことはやったほうがいいと思うのですけどね。

ひどい批判があって、私は名誉だと思ってこの場所で言わないほうがいいと

思うのですが、「議員報酬を上げろなんて言い出している東大の先生は、絶対裏金をもらっている」というのは、調査してもらいたい。これほどの議会改革をやった県民の中にそんなことを平然と言う県民がいることについて、私は愕然としていて。

でも、やっぱりそういう反応が出ることについて、どこかで我々は、時代の気運や県民の皆さん方の日頃のある種のイメージを受け取る必要があるのですよね。だからもうちょっと丁寧に何か一言ぐらい書かなくちゃいけないかなと。反論するのではなくて。

(金森委員)

反論ではないんですけど、明らかにここでいろいろ議論したことが正確な形、まったく正確には伝わらないとは思うのですが、違った方向で伝わってしまっているというところの、その誤解を解くような丁寧さを少し補足したほうがいいのかなというふうには思います。

(大森座長)

全体の構成についてご意見が出ましたので、今回の報告書は前に書いたものも入れ込んで、一体として出したほうがいいという、そういう構成の仕方。

(岡本委員)

そう思います。そうでないと、今、金森先生が言われた、丁寧に説明する時に、また前のものを出してこないといけないので、ワンセットでやったほうがいいと思います。

(大森座長)

それは議長さん、私どものほうで考えてよろしいでしょうか。

(山本議長)

はい、了解です。

(大森座長)

ワンセットでお出したほうが分かりやすいと。導入部分とか、「公選職」みたいな考え方を述べていますので、今回はそれを受けての形になっていますから、ワンセットで出して、前書きのところで、今回セットになった内容になっていますが、これが全体としての報告書ですという形でお示ししたほうが分かりやすくて、また「政務調査費」だけでやると、そこでまた議論が起こるので、

構成上はワンセットでお出しするほうがいいかなと。

それでは、そんな方向で構成案を考えてみてよろしいでしょうか。

そうすると若干文章上の再掲そのものを見て付け加えなければいけないこともあるかも知れませんけれども、そのことによって再掲するような形でワンセットで取りまとめるとしましょう。

それで、次回の5月の時に、「政務調査費」について考え方ぐらいのところは議論しないといけないので、今まで調査したことについては事務局に相談しまして取りまとめる方向で準備いたします。ポイントがあれば政務調査費のあり方についてどういうふうに考えたらいいかということの内容はなかなか、粗々はいくつかの項目を並べますので、それについて皆さん方のご意見を伺った上で取りまとめに入ると。そういう準備でよろしいでしょうか。

次回までに内容を、原案まではなかなか行きにくいと思いますので、事実として述べなければいけないことは申しますけれども、項目ぐらいのことは述べて意見を伺い、そして取りまとめると。それでよろしいでしょうか。

恐縮ですけれども、このあと私ども、日程についてご相談しなければいけないので、会議としては本日これで終わりにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、正式会議を閉じた後、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

(終)